平成２０年（フ）第８８３７号
兵庫県芦屋市岩園町11番７号、開始決定時の営業所大阪市北区西天満４丁目６番19号北ビル２号館５階502号室村上法律事務所内
破産者　村上　充昭
1　期日　平成23年12月22日午後２時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年10月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３号
大分県日田市亀山町５番27号
破産者　西　常一郎
1　期日　平成23年12月５日午前11時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年10月27日　大分地方裁判所日田支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第１２号
石川県鳳珠郡穴水町字川島いの22番地
破産者　平澤　啓一
異議申述期間　平成23年11月28日まで
平成23年10月27日　金沢地方裁判所輪島支部

平成２１年（フ）第６５２号
宮崎県児湯郡新富町大字新田11336番地
破産者　丹　　邦敏
異議申述期間　平成23年12月27日まで
平成23年10月27日　　宮崎地方裁判所破産係

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第１１号
新潟市西蒲区岩室温泉581番地
清算株式会社　株式会社綿屋
代表清算人　石崎　　健
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
新潟地方裁判所第１民事部

平成２３年（ヒ）第１２号
新潟市中央区柳島町４丁目40番地
清算株式会社　柳島管財株式会社
代表清算人　八木原義隆
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
新潟地方裁判所第１民事部

平成２３年（ヒ）第１００４号
広島県廿日市市峠字権現245番68
清算株式会社　株式会社健翔
代表清算人　中川　一哉
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第３０１３号
大阪府吹田市南吹田５丁目38番25号
清算株式会社　株式会社ミツヨシ
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（ヒ）第１号
兵庫県明石市大明石町２丁目４番12号
清算株式会社　三伸産業株式会社
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所明石支部

再生手続開始

平成２３年（再）第３号
群馬県高崎市飯塚町487番地
再生債務者　株式会社ユーアンド
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年11月24日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年12月21日から平成23年12月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（再）第２号
新潟県阿賀野市久保１番地の１
再生債務者　有限会社サントピアワールド
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年11月22日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年12月27日から平成24年１月17日まで
新潟地方裁判所新発田支部

再生債権の特別調査期間

平成２３年（再）第３号
神戸市長田区大橋町２丁目１―15
再生債務者　株式会社三神通商
特別調査期間　平成23年11月８日から平成23年11月15日まで
平成23年10月25日
神戸地方裁判所第３民事部

再生計画認可

平成２３年（再）第２号
岐阜県関市小迫間東別所852番地
再生債務者　株式会社岐阜東濃土地建物
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年10月25日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続終結

平成１９年（再）第４４号
大阪府岸和田市野田町１―８―28、再生計画認可決定時の本店所在地大阪府岸和田市南上町２丁目22番20号
再生債務者　株式会社ヨーキメイクス
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年10月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（再）第１号
宮崎県小林市大字細野2026番地１
再生債務者　株式会社緒方組
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画が遂行された。
平成23年10月25日　宮崎地方裁判所都城支部

再生計画変更

平成２０年（再）第２号
青森県八戸市大字三日町16番地
再生債務者　丸福商事株式会社
1　主文　本件変更再生計画案（修正版）のとおりに再生計画を変更する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件変更再生計画案（修正版）には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年10月24日　青森地方裁判所八戸支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第７２号
埼玉県越谷市千間台西１丁目５番地18　セレストせんげん台302号室
再生債務者　岡田　裕介
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年11月14日まで
4　一般異議申述期間　平成23年11月28日から平成23年12月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２３年（再イ）第８２号
千葉県成田市玉造７丁目１番地１　２棟504号
再生債務者　河村　憲泰
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年11月15日まで
4　一般異議申述期間　平成23年11月29日から平成23年12月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（再イ）第８３号
千葉県八街市八街ほ643番地２
再生債務者　丸山　淳一
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年11月15日まで
4　一般異議申述期間　平成23年11月29日から平成23年12月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部